秋田県中学校体育連盟主催（主管）大会における写真事業者の選手撮影許可要項

秋田県中学校体育連盟

1　目　的

秋田県中学校体育連盟（以下，本連盟）主催（主管）大会の写真撮影（~~含ビデオ撮影~~）については，以下の理由により，本連盟に協賛している写真事業者に限って撮影を許可するものとする。

（１）「個人情報・肖像権」保護の立場から，大会主催者として身元の確かな写真事業者（事業実績，撮影方法，販売方法等）を選択し，写真撮影を許可する必要がある。

（２）大会に出場している生徒への写真販売にあたっての苦情（自分の写真が他者に広まっている等）が発生している中で，責任をもって依頼できる事業者を選択する。

（３）いかがわしい写真（盗撮）を撮るものを無くす。

2　対　象

（１）写真販売を行う事業者（以下，事業者）

（２）卒業アルバムは除く　ただし，下記の項目３（１）（５）は必ず行うこと。

（３）保護者は除く　　ただし，撮影方法等は抽選会で確認し各出場校等へ連絡周知する。

3　写真撮影事業の流れ

（１）　事業者は，写真撮影事業を希望する競技大会の**開催日２週間前**までに**「許可申請書」「会社概要」「個人情報保護方針」「撮影計画（方法・人員等）」「販売方法」**を本連盟事務局に提出する。

※卒業アルバム撮影の場合は、「販売方法」の提出は不要

（２）本連盟事務局は審査の結果を事業者へ伝える。許可が下りた場合には，協賛への協力を依頼する。

＊競技会場で出店販売を行う場合においては，事業者は体育施設管理事務所に確認をし，必要に応じて出店申請手続きを行うこと。

（３）本連盟事務局は手続き完了後，「撮影許可証」を事業者へ郵送する。また，該当競技専門委員長へ「撮影許可証の写し」と「撮影者専用ビブス」を送付する。

（４）事業者は大会前に該当競技専門委員長と連絡を取り，会場での撮影方法等の打合せを行う。

＊大会要項や組合せ，競技日程等の情報を得ること（日程変更の際の連絡についても確認）。

（５）事業者は大会当日，大会本部に出向き撮影に関しての最終打合せを行う。事業者は「撮影許可証」を提示すること。

（６）事業者は大会本部より「撮影者専用ビブス」を受け取り、専用ビブスを着用して事業に従事する。

（７）事業者は事業終了の報告を大会本部にし，忘れずにビブスを返却する。

4　申請書類

（１）申 請 書　　秋田県中学校体育連盟HP（http://www.akita-chuta.com/）よりダウンロードする

（２）添付書類　　・会社概要　・個人情報保護方針　・撮影計画（方法・人員等）　・販売方法

※卒業アルバム撮影の場合は、「販売方法」の提出は不要

【写真事業者の義務】

1.利用目的の特定　2.安全管理に関する措置　3.従業員・委託先の管理監督

4.第三者への提供制限　5.本人からの開示要求への対応　6.苦情処理

5　協賛

（１）協賛は本連盟の目的及び事業の趣旨に賛同し，諸事業に対する支援を行うことをいう。

（２）協賛金額は，以下のとおりとする。

【県大会】　１種目，１口１０，０００円で１口以上とする。

ただし，競技会場での出店販売を伴う場合については２口以上とする。

【東北大会】１種目，１口１０，０００円で２口以上とする。

ただし，競技会場での出店販売を伴う場合については３口以上とする。

【全国大会】**※大会主催者の別の定めによるものとする。**

（３）協賛金については本連盟事務局に持参する，もしくは下記口座に振り込む。

【振込口座】

秋田銀行　港北支店（店番１５４）　　口座番号　１０３７２２５

秋田県中学校体育連盟協賛金　代表　佐々木　正宜

6　その他

インターネットを利用しての写真販売は禁止とする。

（ＩＤ・パスワードを設定しての販売であっても不許可とする。）